

協議し、現時点でのプール学習について今日まで至っていない。

実施に至る判断材料は3つある。1点目はプールの水は水道水を水源としている。2点目は、現在の状況から雨水にも放射性物質は含まれないと保健体育課から指導を受けている。3点目は、校庭の土壌からの飛散混入であるが、仮に混入を仮定しても十分に安全基準を満たす値であると保健体育課から指導を受けている。これらを勘案し、市としてはプールの水質検査及び空間線量率を測定後に、実施するかの判断をしていきたい。

プール清掃については、北海道小は職員と6年生で行った。藻が多く泥はほぼ流れていた。菅原小は職員と4・5・6年生で行った。前日に水抜きをし、乾いた状態で泥土はほとんどなかった。岡田小は職員と5・6年生で行った。前年度終了後、薬剤処理してあったのでほとんど泥土はなかった。水海道中では水泳部の生徒が行った。その他の学校では子供たちは一切入っていない。

再質問

プール清掃について、私なりに近隣市町村に聞き取りをした。清掃についてはどこも実施の方向であったが、安全上の配慮で子供たちにはさせないとの事であった。なぜ、

常総市は実施した学校が出てしまったのか非常に問題視している。

また、放射性降下物の調査について、常総市は8箇所のみである。例えばつくば市では98箇所で行っている。少なくとも、近隣並みに行なうほしい。

再答弁(教育長)

文科省の指針があり、学校等においては年間1ミリシーベルト、これを下回らせるような取り組みをとる事である。当然、この指針を受け県でも指針を立てている。その上で、県との協議、指導を受けながらプールの水は安心だと伺って、今、現在の判断に至っている。

再々質問

これ以上の災害が発生する可能性もある。どのように市の舵取りをし、災害に対応するのか市長と教育長に伺う。

再々答弁(教育長)

私も判断材料とする文科省からの上限数値が定まらなかったこともあったが、その都度、子供たちの安心・安全、さらにのびのびと学校生活、学習活動が営めるよう、常にこのことを念頭において判断をしている。

(市長)

プール清掃については国からの数値がいまいちな点があり、教育委員会でも右往左往したことがあった。今後は、

測定場所を多くし、公表もして安心な学校生活が出来るようにする。

〈その他の質問〉

○各種放射線量測定の実状と今後の課題について

○土壌汚染対策について

○原発事故が招く健康被害に対する、一方策について

税金を考える

喜見山 明議員

○税金の計算方法について(市民税、法人税、国民健康保険税)質問

税金についてお伺いしますが、この分野は幅が広いのでこれからながくやっていきたいと思います。詳しくご説明のほどお願いいたします。

私がよく市民の方々に聞かれるのが、常総市の税金が近隣市町村よりも高いという事が言われてまして、市民の方々が税金の仕組みや法律等が分からないかもしれないこと、実際に、私も分からないことがたくさんございます。本当に常総市は近隣の市町村より税金が高いのか。個人・法人市民税、国民健康保険税、これらは市民の方々が申告し課税される税金ですが、固定資産税や都市計画税は市が評価して課税します。先の市民税とかは市民の方が納得してい

答弁(総務部長)

個人市民税は地方税法上の税率による課税のため、格差は無い。計算方法は個人県民税と併せて課税され、均等割及び所得割の合算である。均等割は市民税3000円県民税2000円の合計5000円である。所得割は所得から各種控除を差し引いた課税総所得額に対して市民税6%、県民税4%の税率で課税している。

法人市民税は地方税法上標準税率と標準税率を超える制限税率を選択できるため、市町村間で格差が出来る。この税は、従業員数や資本金額に応じて決まる均等割と、国の法人税額に対する法人税割によって課税される。当市の場合、均等割が標準税率、法人税割が制限税率の14・7%を使用している。県内では均等割は29市町村が標準税率を採用し、法人税

答弁(保健福祉部長)

国民健康保険税は、市町村が国保事業に要する費用に充てることを目的として世帯主に賦課するものである。国保事業は国保被保険者に係わる事業費を賄うものであり、決められた負担率と補助率によって国、県や市のほか、国保連合会や社会保険支払基金などからの収入と国保税を財源としている。事業全体の支出中、約65%を占める医療費等は市町村により異なり支出を賄うための国保税にも当然、差が生じている。

国保税の賦課方式は市町村により異なるが、当市の場合、医療給付費分として所得割率7.1%、資産割率27%、一人当たり均等割額1万7500円、一世帯当たり平等割額2万円となっている。次に、後期高齢者支援金分として所得割率1.8%、資産割率7%、一人当たり均等割額4500円、一世帯当たり平等割額5000円である。また、40歳から64歳までの方にお願いする介護納付金分として所得割率1%、資産割率5%、一人当たり均等割額7500円、一世帯当たり平等割